

法教育

法教育

センターニュース

No. 7

2009年12月10日
第7号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

法教育について 思うこと

横浜弁護士会

会長 岡部 光平



法教育委員会は、当会の若手の弁護士を中心として、中・高校生に対する法廷傍聴会、出前授業や模擬裁判などの企画を実行する委員会ですが、誠に活発な委員会です。

当会も会員が1100名に迫る弁護士会となり、会員の公益活動に関するポイント制導入にも絡み、どこの委員会に所属して会務を行うか、若手会員が迷うところですが、法教育委員会は、人気抜群の委員会となっています。

その魅力は何なのでしょう。私は、まだ若い世代の人たちの教育の一環である法教育に、法曹の一員として関わりを持てるのが大きな喜びを導いているのだろうと勝手に推測しています。私でも、中学生や高校生に内容はともかくとして、自らの職業に関するお話をすることは大好きです。

国民の司法教育に関しては、司法制度改革審議会意見書において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされて以来、「自分たちの身の回りで起こる様々な問題について、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動をしてもらう力を

身につける法育」と定義して、弁護士会においてもそのお手伝いをするようになった経緯があります。

また、神奈川県は、松沢成文県知事の「シチズンシップ教育」の一環として、県内の高等学校の教育の中に法教育に関する授業を組み入れたいとして、県教育委員会が具体的な作業に入りつつあります。私たち弁護士会、弁護士の役割や多様な関わり合いが期待されていますので、そのときのために自らを研鑽しておく必要があります。

さて、私が中学生だった頃、法教育という言葉すらなく、「社会」という授業科目で、行政、立法、司法の三権分立を勉強した記憶しかなく、その授業が今でいう法教育の体裁をなしていたかという、はなはだ心許ない限りでした。

そのような学習環境の中で、なぜ私が法曹を目指そうと思ったのか。それは「技術家庭」という授業の中で、担当教員が授業とは全く関係ない「白鳥事件」というある再審裁判の話をしてくれたことに端を発しております。

きっかけは良く覚えておりませんが、担当教員は、淡々と事例の説明をして裁判の経過と無辜の人たちが有罪判決を受けてゆく、有罪の証拠が採集されてゆく捜査の過程などを話してくれました。

私は、その話を聞いていて、なぜか体が熱くなった覚えがあります。その体験が私の頭の中にこびりついていて、最終的に弁護士を志すことになりました。

私の体験のように、法教育委員会が若い中・高校生の皆さんの一人にでも、体が熱くなるようなお話を提供できれば幸いです。

法教育 Summer School 2009 サマースクール

法教育委員会では、平成21年7月28日、今年で3回目となるサマースクールを開催しました。本年度は、県内各地の中高校生53名が参加しました。開催の告知が遅くなったため、どれだけの生徒が集まるか心配でしたが、ふたを開けてみれば例年どおりの人数であり、ほっとすると同時に生徒たちの刑事裁判に対する関心の高まりを感じました。

当日、生徒達は裁判傍聴と模擬裁判を行いました。

模擬裁判では、生徒達が裁判官、検察官、弁護人の役にそれぞれ分かれて各自の役割を演じながら審理を行い、判決の前に5人程度のグループに分かれて、生徒同士で事実認定と量刑について評議をし、各グループの結論を発表してもらいました。初めて知る事件の内容を短時間で把握して、結論を導き出すことは大変なことなのですが、どの生徒も根拠を示して自分の意見をしっかりと話すことができおり、毎年のことですが、本当に優秀な生徒達ばかりだと感心しました。

法廷傍聴では、傍聴する予定だった法廷に行くのと既に傍聴席が満員で空きがなく、一旦、弁護士会館に戻るというハプニングもありましたが、時間をずらして無事に別の法廷の事件を傍聴することができました。



傍聴した後に感想を聞くと、それぞれが目を輝かせて印象を語ってくれました。やはり、模擬裁判では伝えられない本物の刑事法廷の雰囲気は生徒達には刺激的なのだと思います。

最初のうちは緊張してぎこちなかった生徒達でしたが、最後には修了証書を受け取り、皆笑顔で帰っていききました。その姿を見ると今年のサマースクールも無事に成功したと言えそうです。今年私が特に印象的だったのは、この企画も3回目となり慣れてきたのだと思いますが、企画運営する弁護士もサマースクールを楽しむ余裕が出てきたことです。生徒ともに弁護士も楽しめるそんなサマースクールを今後も目指して欲しいです。

(法教育委員会委員 佐藤 鉄平)

生徒の声

サマースクールに参加するのは昨年に引き続き2回目だったので、模擬裁判はさらに深く考え、参加できたと思います。判決は前回と同じだったのですが、昨年は気づけなかったことが見つかって意見を言い合ったり、一致させるのは難しかったです。(高2, 女子)



模擬裁判では普段会話することのない他校の生徒さんと意見を交わすことができ、貴重な経験ができました。

(中3, 女子)



社会科がダメな私にもよく分かり、来たかいたったと思いました。

(中3, 女子)



模擬裁判をやって、この仕事において絶対に正しいと言える判断は無いということがわかった。今回はどれが真実かさえ、私にはわからなかった。

(中3, 男子)



第3回

高校生模擬裁判選手権

平成21年8月8日、日弁連主催「第3回高校生模擬裁判選手権」が開催されました。今回は、裁判所や検察庁も共催し、試合（模擬裁判）は裁判所の法廷で行われました。また、検察庁は各出場校に支援検事を派遣し、出場選手は検察官の話を聴く機会を得ることができました。

関東（東京）、関西（大阪）、九州（福岡）でそれぞれ大会が開催され、関東大会では、昨年より出場校が2校増え、東京4校、神奈川2校、埼玉1校、山梨1校の計8校の参加がありました。神奈川からは、公文国際学園高等学校と湘南白百合学園高等学校が参加し、横浜弁護士会が各校に支援弁護士を派遣しました。そして、私は湘南白百合学園の支援弁護士を担当しました。

先に、結果を申し上げますと、優勝が湘南白百合学園、2位が公文国際学園でした。湘南白百合学園は関東大会3連覇となりました。

高校生模擬裁判選手権では、各校が検察官チームと弁護人チームを作り、それぞれのチームが対戦校と模擬裁判を行います。法律知識のない高校生が、与えられた記録を検討し、冒頭陳述、尋問内容、論告・弁論を作成しなければなりません。そのため高校生に、まずは、模擬裁判を実現するために必要な法律知識を知ってもらわなければなりません。自分たちですべてを考えなければならない模擬裁判を、法律知識のない高校生が行うという、高校生にとってはとても大変な企画です。

しかし、本番当日には、参加各校が見事な模擬裁判を実現していました。事前の準備が大きな役割を果たすのは当然ですが、反対尋問では、主尋問を受けてその場で質問を変える必要もあります。場合によっては、論告・弁論も修正が必要となります。検察官チーム・弁護人チームとも、臨機応変に反対尋問をし、時には異議を出し、そして、10分間の検討時間で、準備していた論告・弁論に尋問内容を反映させて完成させまし



た。高校生がここまでできるのか、と感服せずにはいられませんでした。参加選手のみなさんが、本番当日まで、何度も記録を読み返して、記録から本当にいろいろなことを考えてきたことが伝わってきました。参加選手のみなさんは、この大会を通して、いろいろな角度から物事を考えること、自分の考えを言葉で表現することの難しさなど、様々なことを学んだようです。

私は、今回初めて支援弁護士として、高校生模擬裁判選手権に参加させていただく機会に恵まれました。高校生の吸収力と柔軟性は本当に素晴らしいです。高校生の素晴らしい力を肌で体験することができ、本当に勉強になりました。高校生の努力する姿を間近で見ることができ、その成長となにより努力が実を結んで形のある「成果」となることを実感できました。そしてこれを世代を超えて一体感を感じながらできたことにとっても感動することができました。一度でも高校生模擬裁判選手権をご覧になったことのある皆様はおわかりだと思いますが、まだご覧になっていない皆様も、是非一度、大会に足を運んでいただき傍聴（応援）をご経験ください。

（法教育委員会委員 押田 美緒）

